

被災者生活再建支援制度見直しの方向性について（参考資料）（案）

被災者支援策の全体像

自然災害による被災者への支援の全体像と被災者生活再建支援制度	1
耐震改修、耐火建築、都市計画の防災関係施策	2
火災保険、地震保険、共済等の事前の備え	4
災害救助（仮設住宅、応急修理）	5
被災者生活再建支援金	5
災害援護資金、災害復興住宅融資等の被災者への融資	5
公営住宅、特定優良賃貸住宅等	7
税、公共料金の減免等	8
地方自治体単独事業	9

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度とは？（制度の概要）	10
対象となる自然災害は？	12
受給対象となる世帯は？	13
支援金の受給限度額は？（世帯の年収や年齢等の違いによる受給額の違い）	14
対象となる経費は？	17
支援金支給の仕組みと手続きは？	21
申請期間、申請方法、必要書類は？	22
被災者生活再建支援制度の実績は？	25
受益と負担の関係は？	28

（参考）被災者生活再建支援制度の経緯等

平成10年 被災者生活再建支援法案提案理由説明	31
「被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会」報告書	33
「防災体制の強化に対する提言」	36
平成16年 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案提案理由説明	37
住宅本体を巡る議論の整理	38

被災者支援策の全体像

自然災害による被災者への支援の全体像と被災者生活再建支援制度

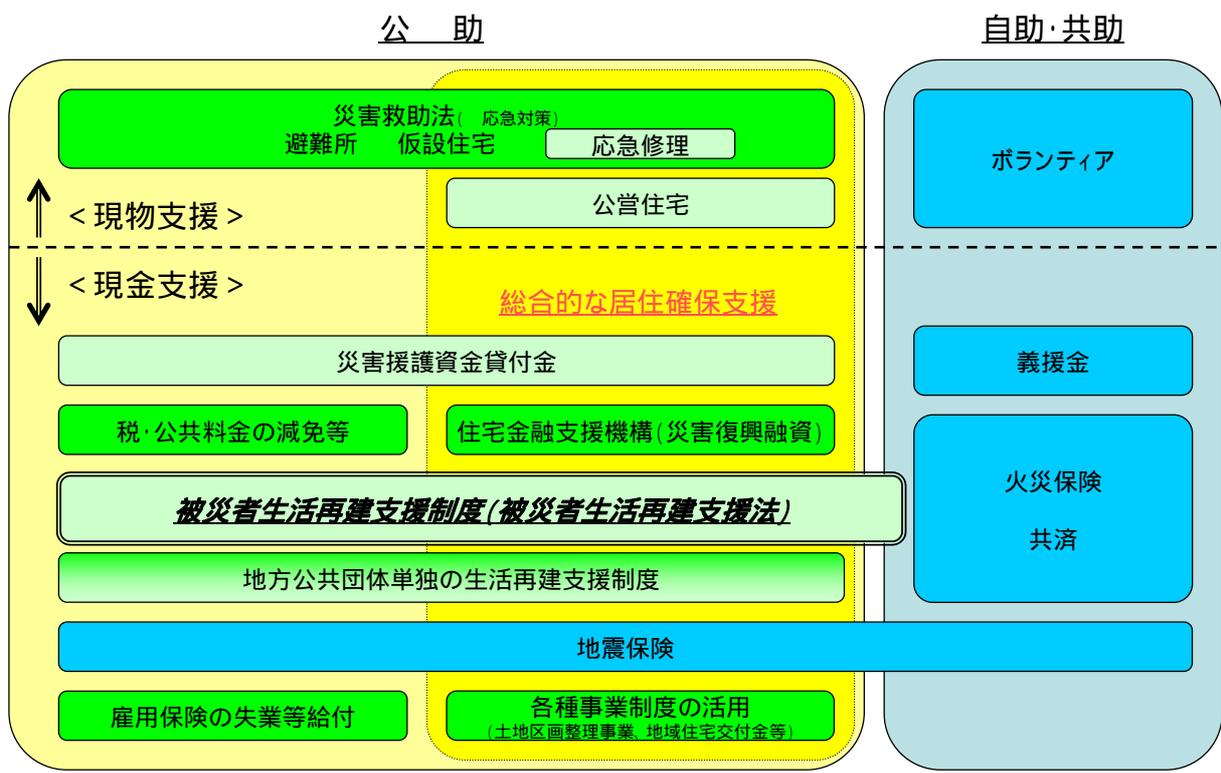
被災者の生活再建を支援するため、我が国では、被災者自身の自助努力の能力に応じて、さまざまな制度が整備されています。

たとえば、自らの資力で生活再建が可能な場合には、災害復興住宅融資等の融資を中心とした支援や、政府による再保険を基盤とする地震保険も整備されています。一方、自らの資力で生活再建を果たすことができない場合には、公営住宅等の公的住宅の提供、災害援護資金の貸付や各種公共料金の減免等も行われます。また、税の減免なども多くの被災者を対象に行われています（下図参照）。

このように多様な支援制度が整備されている状況にも関わらず、阪神・淡路大震災では自宅を再建できない被災者や住み慣れた街から離れた公営住宅にしか住まいを確保できない被災者が多く発生したことから、被災者個人に対する公的な現金支給制度の創設を求める声が高まり、平成10年に被災者生活再建支援法が制定され、本制度が整備されました。

各種の被災者支援のための制度がある中で、本制度は、その中心的というよりは、むしろ下支え的な役割を果たしています。本制度は、被災直後の茫然自失の状態から立ち直り、自らの生活を再建しようとする意欲はあるが経済的状況から踏み出せないでいる被災者を支援によって後押しし、自助努力や各制度の活用による生活再建への呼び水となることを目的としています。

自然災害による被災者への支援の全体像



耐震改修、耐火建築、都市計画の防災関係施策

耐震改修の促進

住宅・建築物耐震改修等事業

耐震診断を実施する場合は、2 / 3の補助。

耐震改修工事を実施する場合は、戸建て住宅、マンションともに15.2%の補助。また、避難路沿道等分譲マンションの場合は33.3%の補助。

	対象	主な要件等
耐震診断	戸建て住宅・マンション	補助率：民間実施：国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施：国1/2
	建築物	補助率：民間実施：国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施：国1/3（緊急輸送道路沿道建築物の場合 国1/2）
耐震改修	戸建て住宅	地域要件：既成市街地で、震災時に倒壊により道路閉塞が生じるおそれのある地区 補助率：15.2%（国7.6%＋地方公共団体7.6%）
	建築物・マンション	地域要件：全国のDID地区等 補助率：15.2%（国7.6%＋地方公共団体7.6%） ※緊急輸送道路沿道建築物については、 補助率：66.6%（国33.3%＋地方公共団体33.3%） ※避難路沿道等分譲マンションについては、 補助率：33.3%（国16.7%＋地方公共団体16.7%）
耐震化の促進に関する事業		補助対象：耐震化に係る計画策定費、PR費等 補助率：民間実施：国1/3 地方公共団体1/3 地方公共団体実施：国1/2

地域住宅交付金

地方公共団体独自の提案による事業として、耐震診断、耐震改修に助成が可能。助成要件、助成率等については、地方公共団体が独自に決定。

融資制度

耐震改修工事に対する融資制度としては以下のものがある。

対象	主な要件等
戸建て住宅	住宅金融支援機構（耐震改修工事） 融資限度額：1000万円 金利：償還期間10年以内 2.26%、11年以上20年以内 3.07% （平成19年5月9日現在）
マンション	住宅金融支援機構（耐震改修工事） 融資限度額：1000万円 金利：償還期間10年以内 2.26%、11年以上20年以内 3.07% （平成19年5月9日現在）
建築物	日本政策投資銀行融資 融資比率：40% 金利：政策金利 I

税制

耐震改修工事に対する税制措置としては以下のものがある。

対象	主な要件等
改修	<ul style="list-style-type: none">○住宅ローン減税：10年間、ローン残高の1%を所得税から控除○耐震改修促進税制(H18年度より)<ul style="list-style-type: none">□住宅<ul style="list-style-type: none">・所得税：一定の区域内において、耐震改修に要した費用の10%相当額(上限 20万円)を所得税から控除・固定資産税：一定の耐震改修工事を行った場合、一定期間固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1/2に減額□事業用建築物<ul style="list-style-type: none">・所得税、法人税：耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物の耐震改修工事の費用について、10%の特別償却
(関連)	中古住宅購入の際のローン減税 築後年数要件(マンション25年以内、木造戸建て住宅20年以内)を撤廃し、新耐震基準への適合を要件化(H17年度より)

不燃化の促進

都市計画法の規定による防火地域及び準防火地域の指定や、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、都市防災総合推進事業等の実施及び延焼遮断帯道路の整備、消防法の規定による建築同意制度の効果的な運用による不燃化の促進を図っている。

都市防災不燃化促進事業により、市区町村が不燃化促進区域を指定すると、この区域内で耐火建築物を建築する所有者に対して、国や地方公共団体が建築費の一部を助成。

また、住宅金融支援機構や首都圏不燃建築公社等による融資もある。

火災保険、地震保険、共済等の事前の備え

火災保険

火災保険（住宅火災保険）は、風災、ひょう災、雪災等による損害を補償。住宅を取り巻くさまざまなリスクを補償するタイプの住宅総合保険では、これらに加えて水災等も補償。

	住宅総合保険	住宅火災保険
火災		
落雷		
ガス爆発等		
風災・ひょう災・雪災		
水災		x

補償対象

建物と家財

契約金額の設定方法

「再調達価格」：同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額。

「時価」：再調達価格から、年経過や使用による消耗分を差し引いた金額。

地震保険

地震保険とは

地震、噴火、津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没による損害を補償。

地震保険に関する法律に基づき、政府と民間の損害保険会社が共同で運営。

一定規模以上の支払保険金が生じた場合は、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）。

地震災害による被災者の生活の安定に寄与。

地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）

(2) 契約方法、契約金額

火災保険とセットで契約

地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内。

但し、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度。

(3) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造と都道府県別に定める危険度によって、それぞれ異なる。

割引制度については、建築年割引と耐震等級割引がある。（耐震診断割引等を導入予定。）

(4) 保険金の支払

全壊の場合は、契約金額の全額

半壊の場合は、契約金額の50%

一部損壊の場合は、契約金額の5%

共済（農協の建物更正共済等）

農業協同組合の建物更正共済の場合、火災、落雷、爆発、台風、大雪、豪雨、風災、ひょう災、雪災に対して補償。また、あらかじめ地震に対する保障がセットされている。

災害救助（仮設住宅、応急修理）

応急仮設住宅への入居

自らの資力では住宅確保が出来ない被災者に対し、プレハブ等による応急仮設住宅の建設・確保のほか、公営住宅あるいは民間賃貸住宅の空き住戸を一時提供住宅として確保。

住宅の応急修理に対する支援

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。なお、応急修理は、市町村が業者に委託して実施。

修理限度額は1世帯あたり約50万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居する場合は1世帯とみなす。以下の要件を満たす方が支援の対象。

災害により住宅が半壊又は半焼した方

応急仮設住宅等に入居していない方

自ら修理する資力のない世帯（生活保護法による被保護者・要保護者、失業した世帯等）

被災者生活再建支援金（本制度）

被災者生活再建支援金の支給

災害により住宅が全壊等した世帯に対して、

生活に必要な物品の購入費や引っ越し費用（最大100万円）

住宅の解体・撤去費用、再建のためのローン利子、家賃などの居住関係経費（最大200万円）

を支給する。

年収500万円以下（世帯主が45歳以上の場合は700万円以下、世帯主が60歳以上又は要援護世帯の場合は800万円以下）の世帯が対象。

災害援護資金、災害復興住宅融資等の被災者への融資

生活の再建支援のための貸付

災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸付。

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が支援の対象（但し、所得制限がある）。

世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上

家財の1/3以上の損害

住居の半壊又は全壊・流出

貸付限度額、貸付利率、据置期間、償還期間は以下のとおり。

貸付限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合		世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	イ 住居の半壊	170万円	
ウ 住居の半壊	270万円	ウ 住居の全壊(工の場合を除く)	250万円	
エ 住居の全壊	350万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子)			
据置期間	3年以内(特別の場合5年)			
償還期間	10年以内(据置期間を含む)			

災害援護資金(生活福祉資金)

災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な資金を貸付。住宅の補修、家財の購入に活用できる。

低所得世帯、生活保護世帯が支援の対象。(災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。)

貸付限度額は150万円まで、年利3%、据置期間1年以内、償還期間7年以内。

その他の生活福祉資金による各種貸付

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な資金を貸付。

低所得世帯、生活保護世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯が支援の対象。

住宅資金、緊急小口資金、修学資金、更生資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護等資金、長期生活支援資金などがある。

母子寡婦福祉貸付金

母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な資金を貸し付ける母子寡婦福祉資金について、災害により被災した母子家庭及び寡婦には、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。

母子家庭の母、母子福祉団体(法人)、父母のいない児童(20歳以上)、寡婦、40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者が支援の対象。

厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資。年金受給者が支援の対象。

250万円以内まで融資可能(ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)

住宅金融支援機構融資

災害復興住宅融資(建設)

融資が受けられる住宅は、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。また、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

自分が居住するために住宅を建設する場合で、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた人が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた人でも一定の条件を満たす場合は対象となる。)

融資限度額は、最高1,460万円（返済期間35年）、元金据置期間、返済期間の延長が設定できる。

災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

融資が受けられる住宅は、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上必要。また、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

自分が居住するために住宅を建設する場合で、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた人が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた人でも一定の条件を満たす場合は対象となる。）

融資限度額は、最高1,460万円（返済期間35年）、元金据置期間、返済期間の延長が設定できる。

災害復興住宅融資（補修）

自分が居住するために住宅を補修する場合で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた人が対象。

融資対象となる住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

融資限度額は、最高640万円（返済期間20年）、元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない）。

公営住宅、特定優良賃貸住宅等

公営住宅への入居

以下の要件を満たす方が支援の対象。

住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方

同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方

入居収入基準：26万8千円以下（災害発生日から3年を経過した後は20万円）

なお、被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はない。公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免される。

特定優良賃貸住宅等への入居

以下の要件を満たす方が支援の対象。

- ・災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（60万1千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（20万円に満たない所得のある者）にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

税、公共料金の減免等

税の減免等

地方税の特別措置

被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税等）の一部軽減又は免除のほか、徴収の猶予、期限の延長を実施。

国税の特別措置

被災納税者の所得税の軽減、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税の減額、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予、納税の猶予、申告などの期限の延長を実施。

保険料の減免等

国民健康保険料、介護保険等の減免・猶予等

国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免長等を実施。
介護保険についても、介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置を実施。

公共料金・使用料等の減免等

公共料金・使用料等の特別措置

各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。また、電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。

地方自治体単独事業

実施主体	制度名	対象災害	対象地域	対象となる世帯			対象となる経費			支給額		支給実績(平成18年12月31日現在)			負担割合	備考
				被害程度	収入・年齢	その他	対象経費 (支援法と同じ、異なる×)	支援法対象経費以外で 対象となる経費	住宅本体 (あり、なし×)	最大支給額	支援制度と 併給の場合の 合計最大支給額	適用災害数	支給世帯数	支給金額 (千円)		
国	被災者生活再建支援制度	災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 5世帯以上の住宅全壊被害が発生し、に隣接する市町村(人口10万未満に限る)における自然災害	対象災害が発生した市町村	全壊、大規模半壊	年収500万円以下の世帯 年収500万円超700万円以下で世帯主が45歳以上又は要保護世帯 年収700万円超800万円以下で世帯主が60歳以上又は要保護世帯	物品の購入費又は修理費(復旧費) 住居移転費又は交通費 住宅賃借の場合の礼金 民間賃貸住宅の家賃(仮住まいのための経費) 住宅の解体(除去)、撤去、整地費 住宅の建設、購入のための借入金等の利息 ローン保証料その他住宅の建替等にかかる諸経費	-	×	300万円	-	16災害	9,030	9,448,652	国、基金 1:1	三宅島噴火災害における帰島世帯への支援(長期避難世帯解除特例)を含む。	
北海道	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金	自然災害	道内全域	全壊、半壊	制限なし	×	制限なし	-	20万円	320万円	9災害	480	43,840	道単独		
福島県	生活再建給付金 実施主体は財団法人 備考欄参照	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	実績なし			備考欄参照	県・市町村の拠出によって設立した財団(財団法人福島県被災者救済基金協議会)による制度。 出資割合 県:市町村=1:2	
東京都	東京都三宅島災害被災者 帰島生活再建支援金	平成12年度三宅島噴火災害 (H17.2補償時から適用)	三宅村	住宅に著しい被害を受けた世帯	年収1,000万円以下世帯	自己所有かつ居住する住宅	×	住宅の新築、改築、修繕及び住宅附帯設備の修繕、購入費	150万円	450万円	当該災害のみ	771	1,106,535	都単独	支援法対象経費は対象外	
新潟県	新潟県被災者生活再建支援事業補助金	平成16年度7.13豪雨災害	支援法適用市町村 に準じた被害を受けた市町村で知事が特に認める市町村	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水(水害のみ)	制限なし		×	市町村長が生活再建のために特に必要と認めた物品の購入費等 住宅の改築補修費 市町村長が住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な諸経費として認めた経費	100万円	400万円	当該災害のみ	6,241	3,290,239	県:市町村 2:1	制度創設は、個別に被害の規模等を勘案し判断 支給世帯数はH18.10.31現在	
	新潟県中越地震被災者生活再建支援事業補助金	平成16年度新潟中越地震									当該災害のみ	18,349	10,050,438	県:市町村 2:1		
	新潟県6.27梅雨前線豪雨災害被災者生活再建支援事業補助金	平成17年度6.27梅雨前線豪雨災害									当該災害のみ	155	41,942	県:市町村 2:1		
石川県	平成19年(2007年)能登半島地震被災者生活再建緊急支援事業補助金	平成19年能登半島地震	県内全域	全壊、大規模半壊、半壊	拡大部分は支援法と同じ 上乗せ部分は制限なし		×	拡大部分は 上乗せ部分は×	住宅の建設、購入費、補修費 (上乗せ部分)	100万円	400万円	当該災害のみ	-	-	県:市町村 2:1	拡大部分:大規模半壊世帯に対する生活関係経費、半壊世帯に対する生活関係経費及び居住関係経費。 上乗せ部分:全壊世帯、大規模半壊世帯、半壊世帯に対する生活関係経費、居住関係経費、建築・購入・補修費。
福井県	被災者住宅再建補助金	平成16年度福井豪雨災害	県内全域	全壊、半壊、一部損壊、床上浸水	制限なし	自己所有かつ自ら居住する住宅に被害を受けたもので、自らの居住に供するために補修又は同一市町村内に住宅を新築・購入したものを	×	住宅本体の建設、購入費、補修費 半壊、一部損壊、床上浸水の世帯に対して家財道具等購入費	400万円	400万円	当該災害のみ	2,880	1,646,680	県:市町村 2:1		
岐阜県	岐阜県被災者生活住宅再建支援制度補助金	県内で支援法が適用された災害	県内全域	床上浸水以上	支援法と同じ		×	住宅の建設、購入費、補修費	100万円	400万円	1災害	290	78,872	県:市町村 2:1		
静岡県	被災者自立生活再建支援事業費助成	全壊、半壊解体、大規模半壊の被害が発生した自然災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	1	2,209	県単独		
	被災者住宅再建支援事業費助成	支援法が適用された災害	支援法と同じ	半壊以上	支援法と同じ		×	住宅の建設、購入費、補修費	50万円	350万円	実績なし			県:市町村 1:1		
三重県	被災者住宅再建支援事業費助成	支援法が適用された災害	県内全域	半壊以上	年収800万円以下	要保護世帯又は高齢者世帯	×	住宅の建設、購入費、補修費	50万円	350万円	当該災害のみ	69	32,957	県:市町村 1:1		
	三重県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	平成16年度台風第21号	支援法適用市町村 支援法施行令第1条第1項第2号に定める被害の1/2以上(全壊世帯5以上)の被害があった市町村 救助法施行令別表第3に定める住家の滅失世帯数が生じた市町村	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水	支援法と同じ		×	住宅本体の建設、購入費、補修費(特に市町村が認める場合)	100万円	400万円	当該災害のみ	1,552	267,347	県:市町村 2:1		
京都府	地域再建被災者住宅等支援事業補助金	平成16年台風第23号 (広範囲にわたり甚大な被害が発生し、複数の市町に災害救助法の適用があったこと)	県内全域	床上浸水、一部損壊以上	制限なし		×	住宅の再建、購入費、補修費	300万円	600万円	当該災害のみ	3,676	1,461,000	県:市町村 2:1		
大阪府	大阪府災害見舞金	自然災害(災害型年金の支給等に関する法律第2条に規定する災害)	10世帯以上の住家が滅失した市町村(但し、知事が特に必要と認めた場合は例外あり)	全壊、半壊、床上浸水	制限なし		×	制限なし	10万円	310万円	2災害	269	13,450	府単独		
兵庫県	兵庫県居住安定支援制度 補完事業	自然災害で知事が特に定めるもの	県内全域(支給対象となる被害が発生した市町村)	支援法と同じ	年収800万円以下		×	住宅の再建・購入・新築または補修に要する経費	200万円	300万円	4災害	1,342	1,091,068	ケースにより異なる	支援法支給要件を満たす世帯に対する建築費、全壊補修に係る経費で、支援法支給限度額との差額相当分 県単独 上記以外 県:市町=2:1	
	兵庫県住宅再建等支援金事業	平成16年度中の自然災害で知事が特に定めるもの	県内全域(支給対象となる被害が発生した市町村)	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水で損害割合が10%以上20%未満	年収800万円以下		×	住宅の再建・購入・新築または補修に要する経費	100万円	400万円	4災害	4,828	2,341,367	県:市町村 2:1		
鳥取県	鳥取県被災者住宅再建支援制度	県内で10戸以上の住宅が全壊した災害 その他被災地域の破壊と招くとも市町村財政を著しく(圧迫する)おそれのある重大な被害が生じたもので、知事が市町村に協議して指定した災害	対象災害の場合、県内全域 対象災害の場合、指定された市町村(但し、被災者住宅再建支援事業を条例で定めている市町村)	原則、全壊、半壊、一部破損 対象災害の場合、指定された市町村(知事が市町村に協議して別途定めていることができる)	制限なし	住宅の所有者	×	住宅本体の建設、購入費、補修費	300万円	600万円	実績なし			備考欄参照	基金:(拠出割合 県1/2、市町村1/2):8/10 補助金:(補助率 県1/10、市町村1/10):2/10	
鳥取県	鳥取県被災者生活再建支援交付金	支援法による支援対象となる被害が発生(1世帯でも可)した自然災害	支援法適用外の市町村(かつ支援法と同等の支援金を支給する市町村)	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	未定	未定	県:市町村 1:1		
岡山県	生活再建支援給付金補助事業	平成16年度台風第16号	床上浸水の被害があった市町村	床上浸水による甚大な被害を受けた世帯	支援法と同じ		×	畳、ふすまの張替え又は取替え 日常生活に必要かつやむを得ない住宅の応急修理に要する経費	10万円	併給なし	当該災害のみ	3,023	289,293	県単独		
広島県	広島県被災者生活再建支援補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	4	1,895	備考欄参照	市町が県制度と同様の制度を設け支援をする場合に、県も支援する。	
山口県	山口県被災者生活再建支援金支給事業補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	1災害	2	253	県:市町村 1:1	市町が県制度と同様の制度を設け支援をする場合に、県も支援する。	
徳島県	徳島県住宅再建特別支援事業補助金	平成16年台風第10号、16号、18号、21号、23号 平成18年4月11日豪雨(発災の都度、対象とするかどうかを判断)	県内全域	半壊以上	制限なし		×	住宅本体の建設、購入費、補修費	225万円	300万円	5災害	244	121,956	県:市町村 2:1		
愛媛県	平成16年度豊後被災者生活再建緊急支援事業費補助金	県内で支援法が適用された災害	支援法と同様	床上浸水以上	世帯主の収入800万円以下		-	×	100万円	400万円	3災害	2,221	336,994	県:市町村:本人 2:1:1		
高知県	高知県被災者生活再建緊急支援事業補助金	平成17年台風第14号	支援法適用外の市町村	支援法と同じ	支援法と同じ		-	×	300万円	併給なし	当該災害のみ	2	860	県:市町村 1:1		
福岡県	福岡県西方沖地震に係る被災住宅応急修理支援事業補助金	平成17年福岡西方沖地震	支援法が適用されかつ災害救助法が適用されない市町村	半壊	支援法と同じ		×	住宅本体の補修費 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の補修費	30万円	併給なし	当該災害のみ	19	5,691	県単独		
	福岡県西方沖地震に係る災害援護資金利子補助金	平成17年福岡西方沖地震	県内全域	負傷又は住居、家財道具に被害のあった世帯	災害援護資金貸付金と同じ		×	災害援護資金貸付金の利子	-	-	当該災害のみ	備考欄参照		県:市町村 1:1	3年間の据置期間後に利子が発生するため、利子補給は平成20年度から発生する。 利子補助予定額:38,113千円 利子補助実施機関:H20年度~27年度	
大分県	大分県被災者生活再建支援事業	県内で10世帯以上の住宅が全壊した自然災害 市町村で5世帯以上の住宅が全壊した自然災害 みなし措置あり)	対象災害の場合、県内全域 対象災害の場合、当該市町村	全壊、半壊、床上浸水	年収800万円以下		×	住宅新築・購入費・補修費	300万円	500万円	実績なし			県:市町村 1:1		
宮崎県	宮崎県被災者生活緊急支援事業補助金	平成17年台風第14号	県内全域	全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水	年収800万円以下		×	制限なし	20万円	320万円	当該災害のみ	5,266	700,852	県:市町村 2:1		
鹿児島県	鹿児島県被災者生活支援金	県内で支援法が適用された災害	支援法適用市町村 と同一の災害で被害を受けた市町村	床上浸水以上 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者	年収800万円以下 小規模事業者は所得が600万円以下	支援法支給対象者を除く	×	制限なし	20万円	併給なし	1災害	1,505世帯 237小規模事業者	348,400	基金 県2億円 市町村2億円		